

児童福祉施設職員研修 開催要綱

【社会的養護処遇改善加算対象研修】

趣旨 児童福祉施設の職員として必要な知識・技術、制度動向の理解を深め、児童福祉の専門職としての資質向上を図ることを目的として開催します。

<この研修のポイント>

- 令和6年4月に改正された児童福祉法について、職員が押さえておくべきポイントと課題を知ることができます
- 虐待を受けたこどもに多く見られる心理や行動を学ぶことができます
- 児童の退所を見据えた支援について学ぶことができます

<こんな方におすすめ>

- 児童福祉施設の職員に必要な知識を学びたい方
- 令和6年4月に改正された児童福祉法について再確認したい方
- 入所児童との関わりに悩んでいる方

開催形式

オンライン（オンデマンド配信）

対 象

経験年数が5年未満の児童福祉施設の職員

定 員

50名

※申込み多数の場合は、一事業所あたりの受講者数を制限させていただく場合があります。

日程・会場

令和8年9月10日（木）～10月30日（金）

研修費用

4,000円（共通教材費）

申込期間

令和8年7月10日（金）～ 8月 7日（金）

受講可否

令和8年8月14日（金）までにご連絡します。

時間	研修科目	研修内容
約 90 分	講義 1 「児童福祉法改正からみる児童福祉施設の役割と課題」	こどもの権利条約やこども基本法の精神にのっとり随時改正されている児童福祉法は、令和 6 年 4 月にも大きな改正がされました。 児童福祉施設に求められる役割は一層大きくなっており、専門職として正しく理解するとともに、現状見えてきた課題等について考えます。
約 90 分	講義 2 「虐待を受けた子どもの心理と行動」	こどもと関わる専門職は、様々な場面でこどもの言動から「何か気になる」サインを受け取ることがあります。こどもにとって最善の対応に結び付けるため、虐待を受けたこどもの特徴である心理と行動を学び、その「何か気になる」の正体を考察します。
約 90 分	講義 3 「退所者のアフターケアと退所前にできる支援の実践」	令和 6 年に児童福祉法が改正され、成人年齢に達した入所者に対しても、継続した支援が可能になりました。 施設退所者への支援のあり方が課題となる中、その要因を理解し、将来、こどもが社会で自立するために必要とされる支援について考えます。

※本研修は、対象施設〔児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、乳児院〕における処遇改善加算区分〔Ⅱ - ア、Ⅲ - ア、Ⅳ - ア〕該当研修です。
詳細については、北海道・札幌市担当所管等にご確認ください。

本研修は、北海道の委託を受け実施します。